

立体換地制度に関するご質問・ご相談の受付

国土交通省では、コンパクトシティの形成促進に向けて、土地・建物一体型の市街地整備手法の一つである「土地区画整理事業の立体換地制度(土地区画整理法 93 条)」について、その運用改善や手続きの明確化を図るとともに、同制度の活用促進に向けた「立体換地活用マニュアル」等を平成 28 年 9 月に公表し、全国の地方公共団体等に対して周知に取り組んでおられます。

<参考>

「立体換地活用マニュアル」 <http://www.mlit.go.jp/common/001144995.pdf>

「機動的な街区再編に向けた土地・建物一体型の市街地整備手法活用マニュアル」の策定について(2016/9/1) <http://www.mlit.go.jp/common/001144994.pdf>

このような中、(公財)区画整理促進機構では、上記マニュアルに対応して、実務的な手引書作成をめざして作業を行っております。

つきましては、この手引書が、地方公共団体、民間事業者、コンサルタントなど関係する方々の疑問に出来る限り答えられるものになるよう、皆様がお持ちのご質問やご相談等を受け付けております。

同制度に興味を持たれた方、同制度の適用をお考えの方で、同制度を考える上で不明の点や疑問の点があれば、当機構まで電話・メール等でお問い合わせください。

なお、立体換地制度については、(公社)街づくり区画整理協会でも相談対応をしておりますので、そちらにご相談いただくことも可能です。

また、いただいたご質問・ご相談に対しては、当機構と(公社)街づくり区画整理協会連携して対応する予定です。(可能なものは、その場で返答いたします。)

期限は特に設けておりませんので、気軽にご質問・ご相談をお寄せください。

●ご質問・ご相談受付先

公益財団法人区画整理促進機構(担当:企画部 寺島、弘松、岡田)

TEL 03-3230-4513

E-mail mail@sokusin.or.jp

公益社団法人街づくり区画整理協会(担当:篠、栗阪)

TEL 03-3262-2089

E-mail soudan@ur-1r.or.jp